

第354回広島県建築審査会

- 1 日 時 平成30年6月5日（火）13時30分から15時12分まで
- 2 場 所 広島県庁本館1階102会議室（広島市中区基町10-52）
- 3 出席委員 板橋委員，真田委員，高山委員，津山委員
- 4 議 題

(1) 審 議（2件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
建築基準法第48条第1項ただし書の規定による許可の同意について			
第1号議案	準工業地域におけるダイキャスト工場の増築	北広島町	同 意
建築基準法第44条第1項ただし書の規定による許可の同意について			
第2号議案	道路内に建つ自転車駐輪場の新築	熊野町	同 意

(2) 報告事項（1件）

- ・ 建築基準法第43条第1項ただし書許可について，予め審査会の同意を得て定められた基準に適合するため許可を行った案件について報告（包括同意許可案件 7件）

(3) 建築基準法の一部を改正する法律案の概要及び建築審査会の対応について

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ

TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

議 長 それではこれより審議に入ります。
ただ今の出席委員は4名ですので，広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により，この建築審査会は成立いたします。
それではまず第1号議案から，事務局から説明をお願いします。

（第1号議案について説明）

○事務局 第1号議案「準工業地域におけるダイキャスト工場の増築」でございます。それでは第1号議案についてご説明いたします。お手元に議案書を用意しておりますが、前方スクリーンでご説明いたします。また参考資料としてスクリーンの内容と同じものも配布しておりますので、ご参照いただければと思います。

建築基準法第48条第11項ただし書の許可でございます。

最初に申請概要についてご説明いたします。申請者は、広島市西区横川町3丁目6番3号広島アルミニウム工業株式会社 代表取締役社長 田島 文治でございます。建築物の敷地は山県郡北広島町新都227-147でございます。工事種別は増築、建物用途はダイキャスト工場でございます。地域・地区は、都市計画区域内の準工業地域であり、「千代田工業・流通団地地区 地区計画」が定められております。敷地面積は160,827.54平方メートルでございます。

次に、建築内容についてご説明いたします。建築面積は35,271.32平方メートル、延べ面積は36,441.13平方メートル、用途は「工場」でございます。構造は鉄骨造の2階建てでございます。棟数はダイキャスト工場の他、付属建築物8棟を合わせて9棟を計画しております。

次に、申請地を案内図でご説明いたします。議案書では11ページ以降となります。申請地は、中国自動車道千代田ジャンクションから西南西へ約1.3キロメートルの位置にある千代田工業・流通団地内でございます。

次に、配置図についてご説明いたします。青塗りされた部分のダイキャスト工場等が今回の申請部分となります。赤塗りしている既存のダイキャスト工場は、平成27年10月22日付第54号で建築基準法第48条第10項ただし書許可を受けて建築され、現在稼働しております。なお、既存金型工場については、建築基準法の48条の用途規制には抵触しておりません。

次に、平面図についてご説明いたします。桃色で塗りつぶしている部分がアルミニウム溶解炉で、400リットルの容量を溶融する能力を持つ溶解炉15台を設置する計画となっております。ここで、ダイキャスト工場の工程を簡単にご説明いたします。①に溶解材料であるアルミニウムインゴットの仕込み作業を行い、②の鑄造及び溶解場へ運搬します。そして②の鑄造及び溶解エリアでアルミニウムインゴットを溶解炉で溶融します。左側の写真が溶解炉全体の写真でございます。後ほど法文をお示しいたしますが、この金属の溶融工程が準工業地域内で規制されています。そして、中央の写真のように、溶解炉のアルミニウム溶湯くみ出し口からロボットが“シャク”で定量の溶湯をくみ出します。右側の写真のように、ロボットがくみ出したアルミニウム溶湯を②に設置してあるダイキャストマシンの給湯スリーブにそそぎ入れます。ダイキャストマシンには、金型工場で作成した金型が取り付けられており、注ぎ入れられたアルミニウム溶湯を金型内に充填し、アルミニウムダイキャスト鑄造品を製造します。その後、③に設置してある熱処理炉で鑄造製品の熱処理を行い、機械的強度を向上させ、④の加工エリア

で鑄造製品に穴あけ加工を行い、完成品となります。完成品は⑤の完成品ストック場にストックされ、⑥の出荷場より出荷する、という工程の流れとなっております。また、既存ダイキャスト工場では、①の溶解エリアに2000リットルの容量を溶融する能力を持つ溶解炉2台を置き、各ダイキャストマシンにモノレールで配湯を行っています。なお、既存工場内にも、増築部分に設置するものと同じ溶解炉を1台増設いたします。

次に、A-A'断面図について説明いたします。工場の階数は2階建てですが、溶解炉とダイキャストマシン等を設置するエリアは平屋で計画されています。ダイキャスト及び溶解場の棟高さは21.56メートルで、熱処理場と加工場が一体の建築物としてつながっています。

次に、申請地周辺の状況を写真でご説明いたします。

写真1及び写真2は、申請地の状況でございます。既存金型工場とダイキャスト工場が稼働している状況です。

写真3～5は申請地進入口付近及び西側の道路の状況でございます。道路幅員10メートルの歩道付道路となっております。

続いて写真6～8は申請地南側の道路の状況でございます。道路幅員10メートルの歩道付道路となっております。

次に、法抵触事項についてご説明いたします。準工業地域は、主に軽工業の工場等、環境の悪化のおそれのない工場の業務利便を図る地域となっております。準工業地域内の用途制限は、建築基準法第48条第11項に「別表第2(る)項に掲げる建築物」を建築してはならないと規定されており、金属の溶融又は精錬を行う工場の立地が規制されます。申請工場は、400リットルの容量を溶融する能力を持つ溶解炉を16台設置し、合計6、400リットルの金属の溶融を行うことから、制限値の50リットルを超え、同項の規定に抵触いたします。

次に、用途地域の経緯についてご説明いたします。申請地周辺は平成8年4月1日付で都市計画区域に編入されております。また同日、準工業地域として都市計画決定されています。また、千代田工業・流通団地地区では地区計画を平成9年10月15日付で都市計画決定しております。

次に、「同意を求める理由」でございます。

まず申請目的といたしまして、申請者が北広島町に所有する千代田工場、八重工場、平成28年に稼働を始めた本地工場での生産能力不足を補うため、本地工場敷地内に増築するものとしております。用地選定については、平成27年に本地工場の許可申請を行ったときと同様に、例外許可を要しない用地について、まず検討が行われています。検討にあたり、材料の搬入の他、製造工程上、既存3工場と近接する旧千代田町内での用地選定が必要となっております。地図の青色の部分が既存の千代田工場及び八重工場の位置で、赤色の部分が本地工場を示しています。八重工場が存する工業地域内は、金属の溶融に関し制限はありません。

が、平成27年当時と同様に、本申請規模の工場を建設するために必要となる余剰地が存在しません。また、千代田工場が存する用途地域が指定されていない地区においても金属の溶融に関し制限はありませんが、平成27年当時と同様に農業振興地域に指定されており、建設に必要な規模の用地取得は困難となっています。このことから、平成27年当時と同様に金属の溶融を許容する地区での用地確保が難しく、本地工場の余剰地へ増築せざるを得ない状況となっています。

次に、付近の状況についてご説明いたします。案内図でお示しましたが、申請地は千代田ジャンクションから西南西に位置する千代田工業・流通団地内にあります。団地内には工場や事務所しかなく、また申請地の南東には住宅等が存在しますが、申請地は山の斜面の緑地を介して水平距離100メートル以上、高低差で約50メートル離れており、工場の騒音等の影響は小さいと思われます。

次に、周辺の環境に対する配慮として、安全上、防火上の危険度もしくは衛生上の有害の度が低いと認められる事項について、ご説明いたします。準工業地域は、先ほどご説明したとおり、主に軽工業の工場等、環境の悪化のおそれのない工場の業務利便性を図る地域となっており、製造過程や製品自体に火災、爆発の危険性が大きく、粉じんの発生、騒音、振動が著しく大きいものを規制対象としています。そこで、本申請工場が防火上、安全上の危険度もしくは衛生上の有害の度が低いと認められるための、火災、爆発危険性、粉じん、騒音、振動への対策についてご説明いたします。

まず、金属溶解作業で危険要因として考えられる水蒸気爆発、粉じんへの引火、燃料への引火を想定し、その対策をご説明いたします。水蒸気爆発は、水が溶解した金属に接触することで、瞬間的に蒸発し、体積の急激な増大により爆発が起こるものです。また、粉じんへの引火は、溶解炉周辺に蓄積した粉じんに引火するもので、燃料への引火は、配管バルブの異常により溶解炉の燃料である重油等が漏れて引火するものです。

水蒸気爆発対策としては、過去の事故事例における要因を排除することの検討を行っております。事故事例では、冷却設備内の冷却水と溶融金属が接触することにより発生しております。本申請工場では、溶解エリア内で水冷式冷却装置を使用しない計画としています。また、左上に示しておりますような禁水表示を工場内に掲示することにより、工場内の作業従事者にも徹底しております。さらに、機械的にも、右上に示しておりますように、溶解炉材料投入口上部に水の侵入を防ぐ防水フードと開閉蓋を設置する対策を行っております。なお、労働安全衛生規則第254条において、溶解炉に金属を入れる場合は、当該金属に水等が付着していないことを確認した後でなければ作業を行うことができないとされており、こちらを徹底することとしております。

次に、事故の事例は、溶解金属を金型へ移す作業において、金型内に残った雨水との接触によるものとなります。事例では、保管スペースの関係で、金型を一

時的に外部に保管していますが、今回の計画では、屋内に保管スペースが確保されており、また作業時は開口部を閉鎖する等、防水対策をとることとしております。なお、申請者が管理する工場において、現在まで水蒸気爆発の事故はありません。また、既存工場では2000リットルの溶融炉から各ダイキャストマシンまで搬送を行っていましたが、増築する工場では、溶解炉から直接ダイキャストマシンに溶融したアルミニウムを移す工程となっているため、搬送工程の危険性がなくなる計画としております。既設工場と比較して、安全性の向上が図られていると考えています。

次に、粉じんへの引火対策としましては、溶解炉周辺の集塵機及び局所排気設備を設置し、粉じんの蓄積を防止いたします。さらに定期的に粉じんの蓄積状況を確認し、一定以上の蓄積が確認された場合は、溶解炉周辺の清掃を実施する計画としております。

次に、燃料への引火の対策としまして、使用燃料を重油ではなく液化天然ガスにすることで、ガス漏れが発生しても引火する前に比重によって天井部にガスがあがることで、引火リスクを抑制しております。また、ガス漏れ時には、自動でガス供給を停止する安全装置も設置しております。さらに、液化天然ガスを貯蔵する燃料タンクは、増築建物から約140メートル離れており、漏洩時の影響を受けない計画としております。

次に、その他の防火対策についてご説明いたします。まず、建築物を準耐火建築物とし、内装は全て不燃材料を使用し、防火性能を高めております。また、溶解炉上部の輻射熱対策として、溶解場の天井鋼板を二重とし、間に断熱材をはさんだ構造とすることで、発生する輻射熱から保護しております。さらに、溶解炉の投入口は原料投入時のみ開き、それ以外は閉鎖することにより、輻射熱を抑制する計画としております。

次に、失火時の対策ですが、溶解したアルミニウムを扱う範囲内を、青色で示しております15メートル範囲の円内ごとに移動式粉末消火設備を設置し、迅速な消火にあたるよう計画されております。

次に、粉じん対策についてご説明いたします。溶解炉から発生する粉じん等については、増築工場は増設する集塵機から吸引メインダクトを15台の溶解炉まで配管します。その吸引メインダクトから分岐して、それぞれの溶解炉の上部の集塵フードに接続し、吸引します。既存工場に増設する溶解炉は、既存集塵機の吸引メインダクトから分岐して溶解炉の上部の集塵フードに接続し吸引します。増築・既存のダイキャスト工場とも、集塵機を通して、粉じんを基準値以下にして外気に放出します。

次に、騒音対策についてご説明いたします。外壁材は既存工場と同様に遮音性能に優れた材料を使用し、開口部はアルミ建具の二重サッシとしております。騒音規制法による規制値では、朝・昼・夕で60デシベル、夜で50デシベルです

が、推定値は敷地境界付近で4.5デシベルとなっており、規制値以下となっておりません。また、本工場では、振動を発生させる機器類の設置及び作業は特にありません。

次に、排水対策についてご説明いたします。雨水については油水分離槽によりフィルタリングし、調整池に放流します。工場廃液は廃液処理装置により処理し、公共下水に流入させます。なお、廃液タンクは図で示すとおり地上に設置し、さらにコンクリートの防液堤とタンクの二重構造とし、処理工程における事故時の被害防止と初期対応が可能な構造としております。

同意を求める理由の最後としまして、建築基準法における工場の制限内容について、申請地が存する工業団地が、地区計画により工業・工業専用地域に近い立地規制がなされている特殊性を付加的に説明いたします。準工業地域では、主に軽工業の工場等、環境の悪化のおそれのない工場の業務利便を図るとともに、住居との混在を許容しています。そこで、住居の環境保全も要求されます。参考として、北広島町内の別の準工業地域を写真で示しております。ご覧のとおり、工場も立地しておりますが、住宅や店舗等も混在しており、これが典型的な準工業地域の立地状況でございます。

申請地が立地する本工業団地では、準工業地域のような混在型の土地利用とならないよう地区計画により立地規制を行っております。準工業、工業、工業専用地域と地区計画を有する本工業団地における主な用途制限内容を比較した表を示しております。地区計画により、工業地域、工業専用地域と同程度に工場立地を純化させていることがお分かりいただけたらと考えております。

以上より、他の一般的な準工業地域内の指定状況と異なり、将来にわたり工業地域・工業専用地域と同等の建築物用途が制限され、住工混在による安全上、防火上の危険度、衛生上の有害度は低いと認められるものと考えます。

次に、公開による意見の聴取についてご説明いたします。

建築基準法第48条第15項の規定により、用途規制に係る許可を行う場合においては、あらかじめその許可の利害関係を有する者に出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければなりません。この規定に基づき、平成30年4月26日に公開による意見の聴取を行っております。なお、「利害関係を有する者」とは、許可に係る建築物の敷地の外周およそ50メートルの範囲に土地建物を所有する者とされております。

利害関係を有する者である、申請地から50メートルの範囲を示した図でございます。申請敷地西側の福岡運輸株式会社、有限会社木下組の2社、そして申請地東側の株式会社WAKOが該当しており、公開による意見の聴取への出席を依頼しております。また利害関係者の他に、広島県、北広島町、団地周辺地区の住民代表者で構成する「千代田工業・流通団地協議会」に対しても、前回の工場建

設の公聴会でご案内した経緯もあることから、当協議会の3地区の会長及び役員の方に対しても開催通知を送付しております。

公聴会には、利害関係者を含め、18名の方が出席されました。関係機関は、北広島町、北広島町消防本部、広島県西部建設事務所に出席いただいております。

利害関係者からの主な意見をご説明いたします。まず、防火上、安全上、衛生上の対策に対する意見についてですが、「溶解炉の冷却装置は水冷式か。また水蒸気爆発というようなことは考えられないか。」また「本地工場が設置されて以来事故の事例があるか。」との意見がありました。申請者代理人から、溶解炉は冷却装置がないこと、溶解職場や溶融アルミを保持している部分は、禁水職場として水を遮断していることの説明がありました。また、本地工場での事故例がないこと、八重工場（北広島町）で重油漏れが引火した火災事例がありましたが、社内基準を見直し、燃料から溶解炉を離す改修工事を行ったことの説明がありました。

また、島根県西部地震時に雲南市で農業集落排水施設へ重油が流入する事故があったことから、本地工場での重油の使用について確認する意見がありました。申請者代理人から、本地工場では重油の使用はないこと、重油以外の油は、20リットルのペール缶で、転倒防止を施した棚により保管していること、万一ペール缶が転倒しても外部に漏れないよう柵が設置してあることの説明がありました。

また、雨水処理に関し、全ての雨水が油水分離槽に流入するののかとの意見が出されました。申請者代理人から、地中に雨水が浸透する敷地以外の雨水は全て油水分離槽へ入ることの説明がありました。

また、給水に関し、「将来的に工場が必要とされている500トンの上水を給水した場合、周辺住宅に水の供給ができるのか。」との意見が出され、申請者代理人からは、給水量は北広島町上下水道課と協議すること、上水の使用量を低減するため雨水利用を検討していることの説明がありました。

また、近隣で太陽光発電を行っている事業者から、増築により生じる建築物の影について資料提供を求める意見があり、申請者代理人から提供する旨の回答がありました。

そのほか、液化ガス貯蔵タンクの増設計画を確認する意見があり、申請者代理人から、タンクローリーでのガス供給回数を増やして対応するため、今回は増設しない旨の説明がありました。

また、環境保全・環境整備への配慮をただす意見があり、主宰者である広島県から、環境に関する法律の制限を満足しない限り許可にならない旨の説明をしております。

また、北広島町が昨年、本工業団地を準工業地域から工業地域への用途変更を行うための説明会を行った経緯があり、そのことと今回の許可申請が関連しているのではないかと意見があり、主宰者から無関係であるとの説明を行いました。

その他、許可申請における審査事項以外に、公聴会の進め方について、資料の

配布に代え、プロジェクターからの映像を用いた説明としたことに対して、資料配布への強い要望があり、主宰者から、申請者から任意に提供するとの対応を提示し、理解を求めました。

次に、関係機関の意見についてご説明いたします。北広島町からは、「今後とも地域住民の方がいろいろな不安をかかえておられますので、環境保全のことであつたり安全対策について万全の措置を講じていただきたい。」との意見がありました。北広島町消防本部からは、「消防本部としては、消防法並びに関連法令として北広島町火災予防条例に準じてこれをしっかり遵守して建築計画を立てて行っている。今後大きくなるので、これに関しては住民の方の心配のないようにしっかり見直していただいて、打ち合わせ等を消防本部としていただいて、やっていただきたい。」との意見がありました。広島県西部建築事務所からは、「申請者から安全に対する説明がありました。その全体の意見を踏まえ、今後、安全対策に関しては、十分な対策がとられていかれるものと思います。本許可により建築されることについてはやむを得ないのではないかと考えます」との意見がありました。

以上の利害関係者等からの意見を踏まえまして、今回申請がありましたダイキャスト工場については、防火上、安全上の危険の度及び衛生上の有害の度が低いと認められることから、建築基準法48条第11項ただし書の規定を適用し、建築許可をすることはやむを得ないと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。
大分長い説明でしたから、わからなければまた質問していただきたいと思います。
まずご質問はありませんでしょうか。

委員 この青い資料だと、条文が1つずつ、ずれているのですか。

事務局 先ほど部長の挨拶で、都市緑地法で田園住居地域が加わったせいで1個ずれています。

委員 項数がずれているだけで、中身が変わっているわけではないですね。

事務局 はい、変わっていません。

事務局 法律は変わっているけれど、印刷したものはこれが最新ということですね。

事務局 はい、そうです。

議長 中身については何かありませんか。

委員 建物自体は皆さんがちゃんとしていると思うのですが、環境県民とか、危機管理の方がしっかり調査しないといけないのではないですか。そういうものではないのでしょうか。建築が主導でこの建物の許可を出すのではなく、公害問題なら環境でしょう、そして地震があったり、いろいろな事故があったら危機管理でしょう、建築が出る所はあるのですか。説明すると、このダイキャスト工場ができることによって、当然、住民との話し合いもしているし、いろいろ危険なことが出たり、衛生上のことなどがありますが、そこの連携はどうなるのですか。もしここで事故が起きたら、どこの役所が駆け付けるのですか。消防は当然ありますね。

事務局 まず火災の場合は消防が駆け付けることになるかと思えます。危機管理として、地域防災計画とか、あの辺りにこの施設が危険の度が高いということであがってくるかということになりますと、県の防災計画でも危険な所、例えば石油タンクといったものについては掲載したうえで、危機管理の中でいろいろと対策について検討していると思えますが、今回の工場については、48条でもともと制限されているものについて、危険の度が低いということで許可の同意をいただきたいということで、こちらにご審議をお願いしている関係もございませぬ。事務局としては、危険の度は低いと判断しておりますので、そういう通常の危機管理を要するような、かなり危険度の高い施設ではないと理解しております。ということで、失火時の対応としては、消防が第一義的にやらせていただくことになるかと思えます。

委員 要は、もし事故があったときに、この建築審査会が許可したからこうなったでしょう、という問題はないですね。

事務局 まず、危険の度が低いということで、事務局からご説明したもので、危険な状況になったということであれば、その対策がどうかということになるかと思えますが、対策については第1工場も含めて今まで事故がないことも確認しておりますので、対策については十分ではないかという判断でご審議をお願いしているところでございませぬ。

委員 ということは、中に設備投資をしている、広島アルミだけでなくいろいろなところが来て設備投資しているのだろうけど、そういう設備投資のチェックは、行政ではどこがしているのですか。

事務局　まずは、工程でも説明させていただきましたが、アルミはかなり高温で溶けておられます。その溶けた状態で水が接すると水蒸気爆発を起こしますので、まずそこを禁水エリアにしろということについては、消防と、労働環境の関係の規定もありましたとおり、労働安全衛生法の方でもそういうものがないようにということで規制しているところでございます。

委員　もしものことでいうと、水蒸気爆発があって、いろいろな形、けが人が出るのは別としてもいろいろ災害が起きたときに、この建築物がしっかりしていなかったから二重事故、三重事故があったというときには、あなたたちの責任になるということがあるのですか。水蒸気爆発がどういうものかわかりませんが、それが起きて、もし天井落ちたり、柱や梁の鉄骨が落ちて事故が起こったときは、あなたたちの責任になるのですか、それともダイキャストの会社の責任になるのですか。

事務局　補足してよろしいでしょうか。先ほど説明したように、これはあくまでも都市計画法で線引きをしております用途地域内の制限の許可をお諮りするものです。先ほど委員が言われたように、危険かどうかというのも、用途地域の中で建てていいかどうかの判断には当然、加味しているのですが、もともと工業地域や工業専用地域であればこういう建物をどんどん建てられるわけです。建築基準法どうこうという話ではないわけです。ただ用途が、先ほど話した準工業地域ということで、住宅も併存しうる用途なので、どうでしょうかという話です。先ほど言いました労働安全規則、要するにここでどんな作業をやって、どういうふうに労働者の安全を守るのか、周辺に対する安全を守るのかというのは、別の法律が所掌しておりますので、建築審査会で建築を許可したことによって、基準法サイド、ましてや委員の先生方に迷惑が及ぶという性格のものでは全くございません。

委員　よくわかりました。そうすると、公聴会で状況説明をしていますね、住民の方たちに。そういうところへは、当然、機械の専門家も出席しているわけですか。

事務局　申請代理人として、申請者の技術的なフォローができる職員の方も参加されたいうえで、住民の方のいろいろな質疑について答えをされているという状況です。

委員　わかりました。

議長　他にありませんか。

正確に確認したいのですが、いま準工場地域で50リットルを超える窯を使用するということから、今回の許可が必要になっているわけですが、前回も同様な案件でしたが、何リットルだったでしょうか。

事務局 2000リットルの窯2台で、4000リットルで同意をいただいています。

議長 今回は。

事務局 今回は、400リットルの窯を16台設けるということで、6400リットルの同意をいただきたいということで、ご審議をお願いしているところです。

議長 そうすると前回よりもまだ大掛かりなものになるということですね。大掛かりなものになるけれども、もし水が入ってくると、さっき水蒸気爆発になると言われたけれども、前が4000で今回は6400、それだけのものが、もし一度に爆発すると、どのくらいのものが発生するのですか。

事務局 一度に爆発するという事になれば、工場が壊滅的な損害を受けるくらいの爆発だと思いますが、そうならないように禁水エリアとか、原因として水と接触することによって水蒸気爆発が起きることになりますので、水との接触を物理的にもソフト的にも、従業員の教育を含めて、そういう状況にならないようにという対応をとっておりますので、危険性としてはあるのですが、危険性、リスクとすれば極めて低い状況かと思えます。

議長 その低いところを少し説明していただきたいのですが。さっきソフト的とか物理的とかいうのはどういう形ですることになっているのですか。

事務局 まず、アルミが溶けているところ、溶解炉と称される部分については、禁水エリアということで水との接触を全く断つ形になっています。ということで水蒸気爆発のおそれがないということになっています。

議長 それがこぼれて外に出ていくことはないのですか。

事務局 基本的にはないと…。

議長 窯に移したりするとき、こぼれたりすることはないのですか。

事務局 従前、既存の工場については、2000リットルの窯でダイキャストマシンに、それぞれモノレールを使って分配する形をとってございましたけれども、今回については、ダイキャストマシン1台あたり、そのすぐ横に400リットルの窯を置くということで、溶解炉から搬送する工程を省いた状態で、すぐダイキャストマシン

へアルミを供給できる状況になっています。そういう意味では搬送の間の危険性をまず回避しています。あとは2000リットルという大きな窯だったものを、4000リットルに小分けするような形で、アルミ自体の危険性も少し緩和している状況にはなっています。

議 長 一つひとつが小さければ緩和になるのですか。

事務局 一つひとつが小さければリスクは少なくなっていると考えられます。

委 員 島根西部地震で、ということで重油のことだけ言及して回答がなされているのですが、どのくらいの地震の震度、どのくらいの耐震性というか、そういう準備をされているかを伺いたいのですが。

事務局 震度6強の地震まで耐えられると聞いています。

委 員 先ほども言われたけれども、4000と400×16で6400ということになると、1.5倍と結構なものになります。ここを読むと、「その後、社内基準を見直して、燃料から炉体を離す、改修工事を他の工場を含めて完了している」と。客観的な、具体的に何をどうしているかが、あまりピタッとイメージができないのですが、会社側が、何をどう改善して問題ないといえるのかというのを、イメージできるように教えていただきたいと思います。

事務局 今回の本地工場につきましては、重油の使用がないということで、八重工場について重油を使用しているということでの対応を図っているということになっていきますので、今回の本地工場につきましては重油の使用がないということで、重油が漏れることによる危険性はないということになるかと思えます。八重工場で、どういう形で危険性の回避を社内基準として整備されたかというのは調べて回答させていただければと思います。

議 長 別工場ですね。

事務局 はい、別工場で、重油を使っている工場につきましては、そういう状態が起こったので、ということで対策をとられたということです。

委 員 そうですか、別工場はいいのですが、いま既存の部分にプラスアルファで今回許可ということになるのですね。その地域が、結構膨らむということで、地域住民の方が心配されているということなので、何をどういうふうに、今までも事故が起き

ていない、それプラスアルファ、大規模化することによって何をどういうふうに対応します、というのがわかれば教えてください。

事務局　まず、申請者の説明、私どもの理解を含めて、規模が大きくなるから比例して危険性が大きくなるとは必ずしもいえないと理解しています。例えばアルミの溶融エリアは広がってくるのですが、それにもし水が触れるようなことになれば、その量に比例して危険性は高まるかと思うのですが、まずその部分は水を入れないという整備をしておりますので、そこに水が入らない限り、水蒸気爆発のおそれはないという形にはなるかと思えます。

それで、先ほどの重油の話ですが、今回の工場につきましては、アルミを、固形のアルミ、インゴットが入ってきて、それを750度くらいまで熱して、融点が600度くらいと言われておりますので、溶けた状態で今度は解けたものをアルミダイキャストマシンに入れて成型をしていく形にはなるのですが、その解かす際の燃料については、天然ガス、LNG を使っているということですので、重油が危険だということの心配は、この工場ではございません。

議長　地震で揺れて、熱い、沸騰しているアルミが、地震で壊れて出ていくときに水と当たるといったことはないのですか。

委員　そういう可能性はないのですか。

事務局　揺れたときにこぼれ出る状況があるのかということだと思います。揺れは、多少はあるかと思えます。その辺り、揺れでどの程度の危険性があるかについては確認をさせていただいたうえでご説明させていただければと思います。少しお時間をいただけますでしょうか。この場ですぐ確認させていただきます。

議長　はい。では他にご質問はありませんか。

委員　そこが一番大事なところですね。ここで聞きたいのは、建築のことについてよりも、そこが一番聞きたいところなので、そこはしっかりとしっかり答えてほしいです。

準工業地域の2番というところで、「危険性が大きいとか著しく環境を悪化する工場は建築することができない」と書いてある部分によって、ここは建築できるという認識なのでしょう。あとは中身だけの問題、そう認識すればいいのですね。

事務局　はい。

委員　はい、わかりました。

議長 では、調べていただいている間に、他にはありませんか。

委員 例えば、天然ガスとしては、重油とちょっと違うけれどガス漏れ検知をして、ということがありますし、移動式消火設備を設置するという話は、消防なのか建築行政なのか、何かしら、ここではそういう計画だという説明で許可をするのですが、建ったときに、本当にそうになっているかというのは、建築行政なのか消防なのか、どちらかわかりませんが、検査するということがいいのでしょうか。

またその流れの中で、例えば防水フードを設けますとか、開閉蓋を設けます、となると、それはもう建築行政でも消防でもないような気がします。本当に誰かが、さっき言われた労働安全系の行政が入ってくるのかとか、この計画を、現地で本当にそうになっていることを担保する瞬間はあると考えてよろしいのでしょうか。

事務局 最終的には、建築に至るまでに、手続きとして建築確認があつて、その中にも当然、許可の内容を盛り込んだうえでの確認でありますし、確認を受けたものについて最終的な完了検査をしたうえで、建物の使用ということになると思います。今回許可になっているものの設備については、許可で説明した内容がちゃんと履行されているかどうかの確認をとったうえで検査する形にはなるかと思えます。

あと、ガス漏れ等を検知するものにつきましては、基本的には天然ガス、LNGですので、比重が軽いから上にあがるということもありまして、毎日、日々、1日に1回ガス漏れ検知器を持って各ダイキャストマシンの所へ、第一工場もあります。ガス漏れがないかを毎日うかがわれていると。

委員 設置してあるものではなく、そうやって毎回やるということですか。

事務局 はい、検知器でダイキャストマシンの周囲を全部チェックして、ガス漏れがないことを確認したうえで、作業を継続しておられると聞いています。そこについては、今回もその計画をもって対応していただくことを、申請者に伝えたいと思っています。

事務局 地震の話ですが、溶解炉が倒れる可能性ということですが、溶解炉からシャクでつくっているときに地震があつた場合、シャクのアルミが漏れる可能性はないことはないです。震度6強以上でも溶解炉が倒れたときに、投入口からアルミが漏れる可能性もゼロではないですけれども、周りを禁水職場にしておりますので、水蒸気爆発の可能性は低いです。あと、各配管を、ジョイントの所に耐震性のあるものをかませあつて、地震があつたらすぐぽきと折れるような配管にはなっていないので、震度6強を超えるような想定外の地震があれば別ですけれども、それ以内でしたら漏れることはないでしょう。

議 長 　ただ、倒れても、どうなのですか、すぐ爆発するものですか。

事務局 　いえ、水がない限りは。

事務局 　アルミが溶けた状態では、それに触ることによって人的な被害を受けることはあるのですが、特にそれに水が触れない限り、そこから溶けたことによって有害ガスが出るとかいう状況ではありませんので、流れただけではそんなに危険な状態ではないという状況かとは思いますが。

議 長 　外に出て、どろどろといくのですか、すぐに固まりはしないのですか。

事務局 　一応、融点が600度と聞いておりますので、150度近く下げないといけない状況になりますから、すぐには下がるということではないかと思っておりますので、多少流れ出すことになるかと思っておりますが、工場の外に流れることは、結構大きい建物ではありますので、工場の外まで流れ出るかと言ったら、そこまでには600度以下になる可能性が大だと思っております。

委 員 　まあ、危ないもので、絶対安全なものではないと。

議 長 　他にございませんか。ご意見等は。
それでは、原案のとおり同意するということよろしいでしょうか。

(委員同意)

議 長 　では原案のとおり同意します。

議 長 　続きまして、第2号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　第2号議案についてご説明いたします。先ほどと同様、お手元に議案書を用意しておりますが、引き続き前方スクリーンでご説明いたします。

建築基準法第44条第1項ただし書の許可でございます。

最初に申請概要についてご説明いたします。申請者は、熊野町長 三村裕史でございます。建築物の位置は、安芸郡熊野町中溝二丁目3587-14でございます。用途地域は第二種住居地域、工事種別は新築、建物用途は自転車駐輪場でございます。以下、「自転車駐輪場」は「駐輪場」と述べさせていただきます。建築面積及び延べ面積は10.40平方メートル、構造は鉄骨造でございます。

次に、申請地を案内図でご説明いたします。申請地は、熊野町役場の北西の方向

に位置し、橙色の点線で示しております県道矢野安浦線と青色の点線で示しております県道瀬野呉線の交差点付近となっております。

次に、配置図でご説明いたします。県道瀬野呉線の道路区域を青色で示しております。申請地は、県道瀬野呉線の道路区域内にあり、道路占用許可を受けた範囲に設定しております。一部歩道が広がっている部分に、駐輪場を計画しております。

次に、屋根伏図及び立面図でご説明いたします。駐輪場は8台分の駐車スペースがあり、幅は約5.2メートル、奥行きは約2.0メートル、上屋の高さは1.7～2.1メートルとなっております。

続いて、申請地周辺の状況を写真でご説明いたします。

写真1は、申請地の南東側から、写真2は南側から、写真3は北側から撮影したものです。黄色で示した部分が申請地、赤色で示した部分が計画建物でございます。

写真4は県道矢野安浦線を東側から、写真5は県道矢野安浦線を西側から撮影したものでございます。

写真6は申請地の西側から撮影したものでございます。奥に見える建物は熊野町役場となります。

次に法抵触事項でございます。

建築基準法第44条第1項では「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りではない。」とされており、道路内に建築物を建築することはできないこととなっており、申請の駐輪場は本規定に抵触いたします。ただし、同条第二号において、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」は建築できることとされております。

続いて、同意を求める理由についてご説明いたします。

まず駐輪場の必要性についてご説明いたします。申請地付近は平成26年度に県道瀬野呉線交差点改良により拡幅工事が行われております。熊野町は申請地近隣のバス停利用者から、駐輪場設置の要望を受けていたことから、当該拡幅工事が施工されるまでの間、広島方面に向かうバス停に近い道路拡幅工事予定地内に県の了解を得て駐輪場を確保しました。その後、拡幅工事施工により駐輪場がなくなったことから、近隣の町有地に駐輪場を移動し、利用しておりました。しかし、当該町有地も新たな土地利用が生じ、使用できなくなることから、違反駐輪による歩行者の通行安全性等への支障が強く懸念され、新たな駐車場の設置が必要となったものでございます。

続いて、道路区域内に建築する理由についてご説明します。まず、バス停近隣の土地は、既に建築物が存するか、近い将来に建築物の建築が予定されており、また、町有地もなく、駐車場を設置できる敷地が確保できない状況となっていることがございます。また、申請地から50メートル程度離れた位置に熊野町役場があるもの

の、バス停より離れているため利用者の要望に沿わない他、駐輪場を新設する余地はなく、既存駐輪場も満車となっており代替えで利用することが困難な状況でございます。そこで、道路内ではございますが、バス停に近い県道瀬野呉線で歩道の幅が広がっている部分しか用地確保の余地がなく、道路管理者である県に相談したところ、道路占用許可を得られる見通しが立ったため、本計画に至っております。続いて、公益上の必要性についてご説明いたします。熊野町においては鉄道が無く、バスが町民にとって主な公共交通機関であり、通勤・通学等においてバス利用者が多くおられます。しかし、町内では全体的にバス停周辺には十分な駐輪場が無く、地元から屋根付きの駐輪場を設置するよう多くの要望が出され、整備可能な箇所から順次整備してきているところでございます。主要な公共交通機関をバスに頼っている熊野町にとって、自転車からバスに乗り継ぐ利用者にとって駐輪場は不可欠な施設であり、公益上の必要性があると認められます。

続いて、通行上の支障の有無についてご説明いたします。

駐車場の道路内設置にあたっては、国土交通省から通知された「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」に基づき、歩行者の通行安全性等が審査され、道路管理者である広島県西部建設事務所長から、平成30年5月29日付で道路占用許可を得ております。また、駐輪場の道路内設置による歩行者の通行について、平成29年11月に、海田警察署から支障ない旨の回答を得ております。なお、申請地に隣接する土地所有者に対しては、熊野町から事業の説明を行い、土地利用上支障ない旨の了承を得ております。また、申請地の規模は、自転車歩行者道でない歩道で必要となる3.5メートルの有効幅員及び隣接地の接道幅を確保したうえで、最大限設置可能なものとして、従前の駐輪場敷地と同規模の約40平方メートルとしています。駐輪場は非登録制となっておりますが、熊野町では、これまでの利用状況より大幅に台数が増える見込みはないと考えております。仮に、利用台数が増えた場合においても、植樹帯で分離されている道路占用敷地内で対応する予定としております。自転車の不法投棄対策については、熊野町において駐輪場の適正な利用に努めることとしております。以上のことから、申請建築物の設置について、通行上支障がないと認められます。

以上のことから、道路区域内に建築することとなりますが、駐輪場は公共交通機関をバスに依存する熊野町にとって公益上必要な建築物であり、歩行者等の通行上の支障はないと認められることから、建築基準法第44条第1項ただし書の規定を適用し、建築許可をすることはやむを得ないと考えています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 黄色で塗ってある部分は何を意味しているのですか。赤は自転車置き場そのもの
ですよ。

事務局 黄色で塗ってある部分が駐輪場の敷地部分とさせていただければ結構です。その
中の赤い部分が屋根付きの部分です。

委員 占用許可をこの敷地分で得ているということですか。

事務局 そうです。占用許可を得た範囲内での敷地設定という形になっています。

委員 最後の方で、「仮に利用台数が増えた場合に道路占用敷地内（植樹帯で分離）で対
応」の意味がちょっとわからなかったのですが。

事務局 パワーポイントの方を見ていただければと思います。丁度台形になっている斜辺
の部分と立ち上がっている部分、あそこは植樹帯になっております。あそこの植樹
の部分をなくすか、もしくははずらすことによって、少しでもスペースをすることで
駐輪スペースを確保するという形になっています。

委員 そのまさに黄色の範囲内で納めるということですね。

事務局 はい、そうです。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。
では、第2号議案につきましては原案のとおり同意することよろしいでしょ
うか。

(委員同意)

議長 では原案のとおり同意します。

議長 次に、報告案件に移ります。
報告第1号として、建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可で、同
意の取扱い基準に適合するため許可したもの7件について事務局から報告してもら
います。

(報告議案について説明)

議 長 　ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 　基準1の敷地は農地ですか。農地の所へ新築しているのですか。建替えはわかるのですが。

事務局 　敷地になっているところが農地だったかというご質問でよろしいでしょうか。申し訳ございません、農地であったかというところまで確認をとっていないのですが、農地法で抵触するような形ではないと思うのですが。

委 員 　建物を建てようと思ったとき、農地なら農業委員会に申請して許可が出ないと建物の申請もできませんが、現状は農地なのかということです。

事務局 　いえ、現状でも一応整地された土地となっています。基準1の5件ある内容の全てが農地かということですか。

委 員 　いえ、農地か、それともどこかのデベロッパーがちゃんと造成して、新しい土地を売ったところなのかということです。

事務局 　地目の正確なところまでは確認していないのですが、写真で見る範囲では、すいません、写真は付けていないのですが、申請書に付いている写真で見た範囲では、整地されているところに建っております。

委 員 　整地をされているということは、申請地の右も左も、大半が宅地化されているところですか。

事務局 　この敷地を見ていただければと思うのですが、敷地の設定が少し変則的になっているかと思えます。これは丁度隅切りのようなものが付いているかと思えますが、あそこから奥にもう一宅地あります。隅切りの部分が敷地延長になっておりまして、その奥にもう1宅地あって、その横にまた同様の隅切りが左右対称になるような形で、ここだけでも4区画この敷地はございます。ここの部分につきましては、農地から完全に整地をされた状態で売りに出されているということになっています。

委 員 　ということは、この地域は農業振興地域ではないわけですか。

事務局 　少なくともこちらの土地につきましては外れているかと思えます。

委 員 　外れている、全部が、基準1の5番までは全部、農振地域ではないわけですか。

事務局 No.5については周辺が農地になっておりますので、こちらにつきましては、確認をとってはいないのですが、ここについても農地を埋め立てている形ではなく、既に宅地化されているところに家を建てるという形になっていましたので、農振区域からは外れているものかとは思いますが。周辺が農地になっていたとしても、農振区域からは外れていると思います。

会長 他にございませんか。

それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了します。

会長 次に、建築基準法の一部を改正する法律案の概要及び建築審査会の対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、建築基準法の改正案についての概要、及び建築審査会の対応についてご説明いたします。お手元の説明資料と前方のスクリーンは同じものでございます。前方スクリーンをご覧くださいと思います。

はじめに、平成29年5月に公布され、本年4月1日から施行されております建築基準法の改正内容についてご説明します。

改正の要旨ですが、住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が創設されました。当地域は、住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を目指しております。建築規制としては、低層住居専用地域に建築可能な建築物に加え、農産物直売所、農家レストラン等の農業用施設の立地を可能としているものです。なお、現在本県でこの「田園住居地域」の指定区域はございません。

続きまして、現在、今国会に提出されています建築基準法の一部改正の法律案についてご説明します。建築審査会に関連する部分ではございませんので、少々略しながらのご説明になるかと思っておりますので、ご了承ください。

改正の要旨として、最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物等に対して、規制の見直しがなされるものです。順調にいきますと、今国会で可決され、1回目の施行日が3か月以内の本年9月頃、2回目の施行日が1年以内の来年6月頃になる見通しです。

続きまして、具体的な改正内容をご説明いたします。

1つ目は、「建築物・市街地の安全性確保」で、1年以内の施行になります。ご覧の内容のとおり①～③までの項目があります。こちらの方は建築審査会には影響ございません。

続きまして、2つ目として「既存建築ストックの活用」で、1年以内の施行にな

ります。こちらも①～④までの改正事項があります。これも、建築審査会に直接の影響はございません。

3つ目として、「木造建築物の推進」で、1年以内の施行になります。①～③までが改正内容となります。これも、建築審査会に直接の影響はないものでございます。

続きまして、4つ目の「その他の見直し」についてです。こちらは建築審査会に関連するものですので、若干詳しくご説明いたします。全部で5点ございます。3か月以内の本年9月頃の施行は、①、②、③がございます。①としては、接道規制の特例許可の手続きを簡素化、②として、日影規制の特例許可の手続きを簡素化、③として、興行場等の仮設許可建築物の存続期間を延長するものです。次に、1年以内の来年6月頃の施行として④、⑤がございます。④として、用途地域の特例許可の手続きを簡素化、⑤として、延焼のおそれのある部分の定義の見直し、以上の5点でございます。

それでは、3か月以内の施行のものについてご説明します。施行まで、期間が短いため、準備作業を急ぐ必要があるものです。

1つ目は、「接道規制の特例許可の手続きの簡素化」についてです。これは従前、建築審査会の同意を得て許可していた事案について、許可実績の蓄積があるものを、許可制度から認定制度に移行し、許可不要とするものです。建築審査会の対応としては、この手続きの簡素化により、本審査会への諮問案件事項の減少が考えられます。また、本県で定めております「建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可の同意の取扱い基準」、以下「取扱い基準」と申しますが、これを次回、9月の建築審査会で必要な部分の改訂を予定しているところです。

これは国交省の検討資料でございます。東京都の場合の現行の許可同意基準が示されております。広島県の「取扱い基準」の基準1～基準3に相当する部分が左側にありまして、これが許可不要の扱いになると考えられます。

続きまして2つ目、「日影規制の特例許可の手続きの簡素化」についてです。これは従前、建築審査会の同意を得て許可していた事案について、「既に許可を受けた建築物」の日影の部分に影響を与えない増築等において、許可の手続きが不要になるものです。建築審査会の対応としましては、手続きの簡素化により、本審査会への報告案件事項の減少が考えられます。また、広島県の基準であります現行の「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可の取扱い基準」について、次回、9月の建築審査会で必要な部分の改訂を予定しているところです。

これは国交省の検討資料を示したものです。左側が現行基準で、右側の絵になりますが、「既に許可を受けた建築物」の日影の部分に影響を与えない増築の例を3つ挙げております。いずれのケースにおきましても、日影の範囲は変わらないため、許可を不要とするということが進んでいるようです。

これは、現行の広島県における「建築基準法第56条の2第1項ただし書規定に基づく許可の取扱い基準」です。こちらにありますように、建築審査会に報告する

ということで、会長の専決できるものとして基準化されたものです。今後、政令等、具体的な基準が固まり次第、必要な部分を改訂する予定でございます。

続きまして3つ目、「興行場等の仮設許可建築物の存続期間の延長」についてです。従前、認められなかった1年を超える存続期間の仮設建築物について、必要がある場合、建築審査会の同意を得たうえで、許可を可能とするものです。建築審査会の対応としましては、制度創設により、本審査会への個別事案の諮問案件事項の増加が考えられます。また、本審査会で、個別事案を審議するにあたり、許可要件の整理をしておく必要があると考えております。

これは国交省の検討資料を示したものです。リオデジャネイロオリンピック開催時の仮設建築物の様子です。東京オリンピック・パラリンピックにおいても、同様の施設が1年を超えて仮設として設置されることが予想されています。

以上の3点が、3か月以内に施行される改正の内容です。

続きまして、1年以内の施行分について、2点説明します。

1つ目は、「用途地域の特例許可の手続きの簡素化」についてです。従前、建築審査会の同意を得て許可していた事案について、許可実績の蓄積があるものを、建築審査会の同意を不要とするものです。住居専用系用途地域内のコンビニエンスストア、住居系用途地域内の自動車修理工場等が検討されています。建築審査会の対応ですが、この手続きの簡素化により、本審査会への諮問案件事項の減少が考えられます。また、本審査会における準備は不要と考えております。

2つ目として、「延焼のおそれのある部分の定義の見直し」についてです。従前は一律に水平距離で規定していたものを、隣地境界線と建築物の位置関係に応じて、熱影響を受けない部分を考慮し、緩和するものです。建築審査会の対応ですが、施行後は、本県の「取扱い基準」の「延焼のおそれのある部分」の定義も連動して変わってきます。なお、本審査会における準備は不要と考えます。

これは国交省の検討資料を示したものです。左側が従前の規定で、右側が現在検討されているものです。熱の影響を受けにくい壁の「角度」や「高さ」を考慮することで、従前必要であった、外壁や開口部の防火措置を不要とする部分が出てくるというものでございます。

以上2点が、1年以内に施行される改正内容でございます。

取扱い基準の改定等にあたりましては、事前準備が必要な部分につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 　1ページの田園住居地域、これは非常にいい考え方ですが、広島県はまだ1か所

もないと。できたばかりだから仕方ないと思うけど、これをやろうとしている市町はあるのですか、県内で。

事務局 申し訳ありませんが把握しておりません。また、全国的にもまだ指定の例はないと聞いております。

委員 広島県が一番にやればいい。空き家対策にもなるし、これはものすごくいい政策だと思うのです。いまのどこ、全国でもないのですか。

事務局 はい、全国でもない聞いております。

委員 はい、わかりました。

議長 他にありませんか。

では、質疑等もないようですので、以上で本日の建築審査会を終わります。長時間ご協力いただき、大変ありがとうございました。

7. 会議資料一覧

- 建築基準法
- 第1号議案
- 第2号議案
- 報告第1号
- 建築基準法の一部を改正する法律案の概要及び建築審査会の対応について